

新発見の書状から見た、本居宣長と横井千秋

A relations between Motoori-Norinaga and Yokoi-Chidaei in new discovery letter

岸野 俊彦(音楽学部教養部会)

はじめに

本居宣長記念館に寄託中の書状の中に、「二月十二日付、横井田守宛本居宣長書状」がある。同館研究員の千枝大志氏より、これが新発見の書状である旨紹介を受けた。横井千秋と本居宣長の関係や、尾張藩社会と国学の展開については、拙著『幕藩制社会と国学』（校倉書房）や、『新修名古屋市史』第四巻で、すでに述べたところである。又、現在編纂中（二〇一一年三月刊行予定）の『新修名古屋市史』資料編近世3には、横井千秋著述の『白真弓』『詩歌論』を収録する予定であり、二〇一二年三月刊行予定の『愛知県史』学芸編には、本居宣長の門人や平田篤胤の門人等の書状を収集して収録する予定でいる。

こうした事情の中で、改めて新発見の宣長書状を見ると、宣長と千秋の国学認識の違いを中心に、新たな視野が開けるように思う。この内容の一端について、二〇一〇年四月十八日に宣長記念館で開催された「鈴屋学会」で、「二月十二日付、横井田守宛宣長書状について」と題して報告をした。本稿は、その報告の内容を若干の修

正と補足を加えて明らかにするものである。なお、新発見書状以外に引用した書状は、全て筑摩書房の『本居宣長全集』所収の「書簡集」「来簡集」「書簡補遺」によるので、特に注記はしない。

一、書状の内容と、検討課題について

1、書状解釈の前提

書状は二月十二日付で「横井田守」宛である。尾張藩士の横井十郎左衛門宏時（千秋）は、寛政四（一七九二）年十二月に五十五才で隠居し、家督を養子の時恭に譲った。

現存する宣長の千秋宛の書状の宛名は、寛政四年十月三十日付が、「横井十郎左衛門様」で、次の寛政五年正月十四日付が「横井田守様」となっている。「田守」への改名は、同書状によれば、千秋が隠居を期に改名を意図し、宣長が数種の案を出し、千秋がその中から選んだものである。これ以後の宣長の書状で「十郎左衛門様」と記されているのは、養子の時恭のことである。養子の時恭も寛政四年に宣長に入門している。門人帳には「横井十郎左衛門千足」と記され

ている。

書状を理解する上で、尾張藩と横井家の影響力を確認しておく。尾張藩は六十二万石で、徳川家康の九男徳川義直から始まる。寛政期の藩主は、九代の従二権大納言徳川宗睦である。宗睦は、老中田沼を失脚させ、徳川一門の白河藩主松平定信を擁立し、所謂「寛政の改革」を推進させた、影の最高実力者である。名古屋の出版は、従来、京都本屋仲間の傘下であり、京都を経由しないと出版できなく不便であった。寛政六年に宗睦の力で、名古屋の書肆は、京都本屋仲間から独立し、独自の出版が可能になった。宣長の著作の多くが、名古屋の永楽屋東四郎等から出版される、重要な背景である。横井家は、名前に必ず「時」を用いるが、これは鎌倉幕府の執権北條氏の末裔との認識からである。横井家は、中世以来、尾張海東・海西郡に所領を持った在地武士であり、尾張藩家臣団に編成された後、伊折介家（四千石・家老等）、孫右衛門家（千八百石・用人等）、十郎左衛門家（千石・用人等）の三家を中心に重要な役職を占めた。千秋は兄の急死により相続したため、七百石であったが、御部屋御用人などになっている。天明三（一七三三）年に死去した俳文集『鶉衣』で著名な横井也有は、孫右衛門時般で用人や寺社奉行になっている。千秋の俳諧の師でもあった。千秋の養子時恭（千足）は、伊折介家の次男であった。千秋隠居後、相続した養子千足は、すぐに藩主嫡子治行の小姓となり、治行死去後には、藩主宗睦の小姓となっている。横井三家の結束は強く、藩政と文化の両面で結びついていた。

2、書状の内容・要旨

「二月十二日付、横井田守宛宣長書状」の内容の要旨を以下簡単に

一一一

略記しておく。「横井田守」については、隠居前との継続性もあり、以下「横井千秋」の表記で統一する。

① 『源氏物語玉の小櫛』著述の件

浜田藩主松平周防守康定の急な出版希望で『源氏物語玉の小櫛』の著述に取り掛かり多忙である。

② 横井千秋著作の書物の件

千秋は、宣長に自分の著作草稿「玉矛百首解」を送付し、宣長はこれを落手した。しかし、これは、草稿のまま、注釈の張り紙が多く入り組んでおり、宣長の方で書き直しが必要だと思う。しかし今すぐに手を入れ完成することはできない。時間がかかる。

また、千秋草稿「日本書紀神代卷改訓」の添削校訂の件は、前々から云っているように難しくすぐにはできない。また『新古今集』の現代語訳については、『古今集遠鏡』のようなものは、決してできない。

③ 宣長紀州行の件

植松有信から、御聞き下さっている紀州行の件は、紀州藩主が二月二十七日発駕のため、今年は中止になった。

④ 『古今集遠鏡』出版の件

『古今集遠鏡』すべて出来て喜んでい。しかし千秋の「序文」が完成しないので、出版ができないと植松有信から聞いた。毎度申しているように、どこかで気持ちの区切りをつけないと、いつまでも著述は完成しない。特に、この書は一日も早く出版したい。「序文」の板下・彫刻とも気に入らなければ、追って改めることにして、今回は、このまま、是非早く出版を御願いたい。

3、書状の発信年

この書状には、後筆で「これは寛政十年、翁が六十九才之春、門人横井千秋二与えたるものにて書中古今集遠鏡之ことあり、本文既に刻成、序のため開版遅申しを促せるの条見ゆ、又和歌山参候之ことも披ぜり、翁ハ翌十一年二月紀伊国へ行けり」との記載が付されている。しかし、これは誤りで、寛政九年二月十二日の書状で、本居宣長六十八才、横井千秋六十才の春である。

この点について、前記書状の内容と、この書状の前後の書状を検討することによって、確認したい。

寛政九年正月四日付、植松有信宛の書状で宣長は、①『古今集遠鏡』一ノ巻校合摺の校合を即刻行い、植松に送った。②二月上旬に和歌山へ行く予定である。行けば『古今集遠鏡』二番校合が延引する。全体として『古今集遠鏡』の彫刻はよくできている。直すところも少ないので、校合は、植松に頼みたい。横井の序文と外題袋も同様、植松に頼みたい。③『古今集遠鏡』の板本出来次第、一日も早く出版したい。との内容を書き送っている。

寛政九年二月七日付、小篠敏宛の書状で宣長は、①『源氏物語玉の小櫛』の彫刻を植松に申し付けるように、松平康定からの依頼があった。植松に伝えるとありがたがっていた。②二月二十七日には、紀州藩主が江戸へ向けて発駕なので、宣長の紀州行は十中九迄は中止のはず。

寛政九年三月七日付、本居春庭宛の書状に宣長は「我等若山行弥相止ミ申候」と記し、和歌山行きが中止が確定したと知らせている。寛政九年五月九日付、春庭宛の書状で宣長は「古今集遠鏡、やうやく此間板本出来参申候、殊外宜く出来申候、売本ハいまた不参候」

と記し、『古今集遠鏡』の刊行を知らせている。

以上、前後の書状をみると、宣長の紀州行の件は、寛政九年正月四日付では、予定されており、二月七日付では、「十中九迄」中止見込み。三月七日付で中止確定となっている。したがって、中止を告げている二月十二日付の新発見書状は、寛政九年のものといえる。『古今集遠鏡』の出版の件は、どうであろうか。

寛政九年正月四日付で、紀州行を前提に校合を植松有信に依頼し、出版を急ぐ。二月七日付では、記載がない。五月九日付では、刊行済みの記載である。したがって、宣長が、延引している『古今集遠鏡』の刊行を、千秋に強く懇願して、二月十二日付の書状は、この件からも寛政九年のものと断定することができる。

4、検討課題について

二月十二日付書状の内容・要旨は前項で述べた。ここに記されている、横井千秋著作草稿「玉矛百首解」「日本書紀神代卷改訓」の件と『古今集遠鏡』出版の件は、興味深い内容である。本居宣長と横井千秋は、天明五（一七八五）年に千秋が宣長に入門することによって、師弟の関係となった。宣長五十六才、千秋四十八才である。千秋は、若い時期には、暮雨巷暁台や同族の横井也有に俳諧を学び「椎下園事紅」等の俳号で非凡な才能を見せていた。その後、田中道麿に国学・和歌を学んだ。そうした学識の上での宣長入門である。入門後の天明七（一七八七）年七月十七日付で、千秋は宣長学を媒介とした長文の政治論『白真弓』を著し、尾張藩主徳川宗睦や老中松平定信に献上した。また、寛政四（一七九二）年三月十五日付の宣長書簡が「右、歌と詩のけちめ、又歌の道のすくれてめてたく候

物にて、おのつから国を治め候はむ本共なり候へきことわりを、こまかに御答候趣」と記して賛辞を贈った『詩歌論』を著している。千秋は、尾張藩主徳川宗睦を媒介にして、国政全体に国学的政治論を広めようとしていた。千秋にとっては、宣長は師であるが、同時に千秋が構想する国政改革の重要な要素でもあった。千秋が宣長の『古事記伝』を名古屋の書肆永楽屋東四郎で出版しようとしたのも、そのためであった。

千秋は、自ら著述し宣長に添削させ、宣長にも千秋の構想で著述をさせ、金主として著述の出版を試みた。ここに、相互に主張しあう独自の師弟関係が生まれることになった。二月十二日付に記された千秋草稿「玉矛百首解」「日本書紀神代卷改訓」の件と、『新古今集遠鏡』の出版延引問題は、この内容を理解するための重要な糸口になると思うので、以下検討しておきたい。

二、『古今集遠鏡』出版に関する宣長と千秋

1、「古今集遠鏡」著述の経緯

『古今集』の現代口語訳を目的とした、『古今集遠鏡』の著述の発端は、寛政四年十月三十日付、千秋宛宣長書状が明かにしている。宣長は「兼々蒙仰候、古今集訳之義、取掛り段々訳し申候」と千秋に書き送っている。『古今集』の現代口語訳は、千秋の要請で宣長が著作を始めたことが明らかである。和歌を志す者にとって、当時の基本文献は『古今集』であった。和歌と政治を結びつけた千秋の『詩歌論』に対する前記、宣長の書簡が同年三月十五日であることを見れば、千秋が「古今集」を多くの人々に流布しようとする意図は明確である。しかし『古今集』収録の和歌は、千秋の時代の人々にとつ

ても、理解は簡単ではない。現代口語訳は、原文そのものを理解するための階梯、流布のためには有効な手段であった。この『古今集』現代口語訳の題名が『古今集遠鏡』とされたのは、翌寛政五年のことであった。五月十六日付の千秋宛の書状で宣長は、「古今集遠鏡之儀、仰之御趣承知仕候、此節ケ様之義もいまた一向二得取掛り不申候」と『古今集遠鏡』の題名が記されている。また、この執筆にあたって千秋が宣長に内容上の注文をつけているようである。

この年十一月、宣長の執筆が終わったようである。十一月十一日付の千秋宛の宣長書状は「古今遠鏡愈御蔵板二被仰付、早速御彫刻可被成旨被仰下（略）別而大慶仕候」と記す。千秋蔵板、つまり千秋の自費出版として、植松有信の彫刻で、『古事記伝』と同じく永楽屋東四郎で出版することになる。宣長は大変喜び、十一月十五日付で長瀬真幸に宛て「古今遠鏡、漸脱稿仕、此度尾張へ遣し申候、近々上木相成申候」と、原稿を千秋の許に送付し、出版も間近である旨書き送っている。宣長は執筆に一年余かけている。翌寛政六年一月十日付の千秋宛の書状で宣長は、「遠鏡板下之儀、外二宜キ筆者思召付御座候由被仰聞候、御承知仕候」と、板下の書者が確定されたことを記している。宣長からすれば、「古今集遠鏡」の出版は、既に目前のほずであった。ところが、三年後の寛政九年二月十二日付の書状で宣長は、なお千秋に出版を急ぐよう懇願するのである。この延引理由は、どこにあったのであろうか。

2、宣長と千秋の理解差

宣長が、寛政五年十一月には原稿を千秋に送っていたことは、前項で見たところである。寛政六年の前半には、『古今集遠鏡』の出

版がされるはずであったが、寛政六年中の書状には、関係する記事を見る事ができない。ほぼ一年後の寛政七年一月二十日付の千秋宛の書状で宣長は、『古今集遠鏡』について、次のように詳しく私見を書き送っている。

「遠鏡二冊被遣、此度返上仕候、右二冊之内、所々御考之御入レ紙一々拝見仕候、惣体此書ハ注ニ而ハ無御座、只訳を主と致し候事故、注ハ加へ不申、其内格別之事アレバ、たまたま注ノ如キ詞も加申候へ共、先ハ注ハ加へ不申候積り也、心得ニ可成事共を加フル時ハ、殊外事長く相成候故、先注ノ如キ事ハ加へ不申候、夫故此度之御入紙之分も多くハ略キ申候、其内ニ朱ニ而△印付申候分ハ、細書ニ御書加へ可被成候、右之印無之分ハ、御捨被成可然奉存候、尤細書ニト申候わけハ、此書貴公様ニ而御上木被成候事故、貴公様御自分ニ御書加へ被成候事故、細書ニト申候也」

「遠鏡ニ付、色々追々御考も出可申候へ共、惣体かやうの事ハ考へ候へハ、色々追々出申候物ニ而、いつ迄も盡キ不申物ニ而御座候へハ、大体よき程ニ而事ヲ決し板下御認被成可然奉存候」

この宣長の記述から見ると、千秋は宣長から『古今集』の現代口語訳の原稿「古今集遠鏡」を受け取った後、これに、詳細な注や、千秋の見解を付して、宣長に返送したようである。宣長は自分の著書として、『古今集』の現代口語訳と、特に必要なものに限り、注を付した。宣長の著者としての通例の立場からすれば、これに手を加えられる必要はない。相手の千秋は、学問では弟子である。しかし千秋は、『詩歌論』にいうように、「歌をもて物のあはれをしるといふは、(略)いひもてゆけば、おのづから身をささめ、家を治め、国ををさむる道の本にぞあるべき」ためにこそ、宣長に『古今集』

の現代口語訳を著述させた。「和歌」が「修身齊家治国平天下」の「本」となるように、多くの人々に理解されなくてはならない。また、『古今集』収録の和歌のそれぞれが、多様な解釈が成立しうる。宣長の現代語訳も、これで確定とはいいがたい。その正当性を保証するための注を付したり、問題点の書き加えは、蔵板主としての千秋にとつては、避けては通れない課題であった。宣長は、自分の現代語訳が完成品と考えたわけではないが、とりあえず、割り切って早く刊行したいと考えていた。しかし、蔵板主は千秋であるので、千秋の意向を無視することはできない。宣長は、千秋の見解・注の仕分けをし、一部を残し、多くを捨てるように千秋に書き送る。宣長の著者としての立場からすれば、残した千秋の見解・注は unnecessary ものである。自分の著述ではない、千秋著述部分は「細書」として、区別できるようにと考えた。学問上の弟子である、千秋著述を収録するにあつての宣長の不満は、「此書貴公様ニ而御上木被成候事故、貴公様御自分ニ御書加へ被成候事故、細書ニト申候也」との文章と行間にあられてはいる。しかし千秋は、宣長の仕分けと「大体よき程ニ而事ヲ決し」との説得は、納得できなかったと思われる。

千秋から宣長に、この点についての疑義が届けられたと思うが、その宣長の回答の書状が、この年「某月某日」付である。

「遠鏡へ御加へ被成候御考へ御入レ紙之儀、先達而も申上候通、此書ハ全体注解ニ而ハ無御座候、只俗語ノ訳ニ而御座候故、注解かまじき事ハ一向加へ不申候、其内昔より世人ノ心得違来り候事などハ、折々書加へ候義、是ハ格別之事ならでハ書入不申候、此度御考之内ニも、余材抄、打聞など二見え候事、尚又世間ニ而も大抵皆存し候事ナトハ、皆略キ申候、少々ツ、ノ事を書加へ申候而ハ、際限無之

候故、私も申度事ハ尚山々有之候得へ共、皆略キ申候事ニ御座候、出版致し候書ハ、天下ノ人之見申候物ニ御座候へハ、色々評判いたし候事、さしてもなき事を珍しげに書加へ候而、返而あざけりを受候事も御座候物ニ御座候へハ、書加へ申候も、大分見計ヒ之有之候事ニ御座候、左様被思召可被下候、依之此方ニ而宜様作略仕候事ニ御座候、尚又御入レ紙無之事も、私了簡ニ而貴公様御書入レ被成候分ニいたし、書加へ申候義も御座候、左様思召可被下候、以上」

千秋の疑義に対する、宣長の立場の懇切丁寧な解説といえる。学者としての宣長の立場からすれば、契沖の『古今余材抄』や賀茂真淵の『古今集打聴』等の先行研究が既に述べていることや、それほど重要でもないことは、省略することが当然のことであった。それら載せることは、書物の価値を下げ、世間の却って「あざけり」を受けることでもあった。それで、千秋の書入れの多くを省いたという。仕分けの結果、千秋の名前で残すものも、一部は宣長が書物の水準を保つために、代筆もしたという。

宣長の説明は、学者としての基本をよくわきまえたものといえる。しかし、千秋にとってはどうか。『古今余材抄』や『古今集打聴』等が、宣長がいうように世間の人々の常識であろうか。学者の世界での常識と、世間の大衆の常識とは違うのではないか。千秋が、この書の出版に当たって対象と考えた読者は、『古今集』所収の和歌を、そのままでは理解できない人々であった。だから現代語訳を宣長に依頼した。この現代語訳に対する注や説明も、このような人々にとって必要なものでなければなかった。たとえ、先行研究にあっても、この読者の理解に資する物であれば、記載することこそが、蔵板主としての責任である。宣長の学者としての誠意ある当然の説明

も、尚、千秋の腹に落ちなかったと思われる。寛政六年段階で、宣長に誓詞を出して入門した、千秋周辺の尾張門人は約八十名である。この意識の高いはずの人々も、一人一人をつぶさにみれば、宣長ほどには割り切れなかったと思われる。そのためか、五ヶ月程後の寛政七年六月十五日付の本居春庭に宛てた宣長書状でも尚「名古屋板行物、一向何もかもらち明キ不申、扱々待かね申候」と、千秋からの了解が取れない事態を告げている。千秋は、宣長の仕分け見解をなお再検討し、納得をするまでは、出版をしようとはしなかった。

3、「遠鏡」出版延期と千秋の病氣

①千秋の病氣

宣長が、「一向なにもかもらち明キ不申」と、出版についての焦りをあらわにしていた寛政七年には千秋は病氣になり、検討が一層遅れることになった。この年は、千秋が五十八才、宣長が六十六才であった。千秋と宣長の死去したのが同じ享和元年であり、この六年後のことである。それぞれに、自覚の有無はわからないが、結果的にみれば残された時間が限られてきており、宣長の焦りも理解できる。この年七月十八日付の植松有信宛の書状で宣長は、「横井千秋主病氣今同様之由気毒ニ存候事ニ御座候」と、千秋の病氣への気遣いをみせている。だが、宣長は病氣中の千秋に対して『古今集遠鏡』出版の催促をしているようである。この直接の書状は残されていないが、同年八月七日付の鈴木真実宛の書状が、そのことを明らかにしている。鈴木真実は勘定奉行所の役人で、後に清須代官や上有知代官を経て勘定吟味役頭取となった。役職上、在村豪農や村役人との深い結び付きを持っていた。『古事記伝』の刊行をはじめ

千秋の意向での宣長著書の出版に当たっては、千秋の側近として植松有信と共に、実務を担当していた。

最初に千秋病気の件「千秋主病気様体被仰聞、致承知候、是迄相尋申候而も、一向様子相分り不申候処、御紙面之趣且又盆前自筆之書状も参り、先以安心いたし申候、次第二順快之方ニ相聞え、珍重ニ存候、委細様子被仰下、忝奉存候」

千秋の病状は植松有信からも伝えられたが、鈴木真実からも伝えられた。盆前（七月二十日以前）に千秋自筆の書状も届いていた。快方に向かっているという内容である。

次に『古今集遠鏡』の件

「遠鏡之儀、御紙面之趣委細致承知候、右ハ先達而申進候書状、千秋主へ御見せ被下候由、いか、取り被申候哉、愚老より右遠鏡板行之事催促いたし候様ニ被存候趣之書面、ケ様之儀大ニ病氣ニ障候間、当分ハ右体之事せつき呉不申候様ニと被申越候、是ハ大ニ間違ニ御座候、此方よりハ少しもせつき申候儀ニ而ハ無御座候、右遠鏡之儀も、兼々千秋主ニも殊外急キ被申候事故、此節打捨置申候も、又病氣ニ障り可申と存シ、夫故貴君迄先書之通申進候儀ニ御座候、此方より毛頭せつき申候心ニ而申進候ニ而ハ無御座候、此段御序ニ可然被仰達可被下候」

「尚々、遠鏡之儀も本文ニ得貴意候趣ニ御座候間、此方ハいかやうニ而も不苦候間、千秋主病氣ニ障り不申様、何分可然御取計可被下候、以上」

宣長の『古今集遠鏡』の刊行を急ぐ旨の鈴木真実宛書状を真実が千秋に見せた。この書状の内容を、千秋と真実が刊行の催促と受けとめた。そこで、真実が宣長に、このような催促は千秋の病気に障

るので、当分の間「せつき呉不申様に」と申し入れた。宣長の書状は、これに対する弁明である。宣長は、元々千秋が早期の刊行を望んだものであり、放置するのも却って「病気に障」と考えて、直接に千秋にはなく、真実に書状で書き送ったもので、決して宣長より「せつき申候心」ではないという。しかし、『古今集遠鏡』の延引が千秋の注と解説の件に関わっており、宣長の気分が春庭に書き送った「らち明キ不申、扱々待兼申候」という所にあるので、決断のできない千秋に、催促をしたとみるのが妥当であろう。宣長としては、『古今集遠鏡』の刊行問題とともに、この時期の最大の課題は千秋主導の『古事記伝』の刊行にあった。その他、いくつかの刊行が千秋が関わって進展している。宣長としては、千秋と真実の機嫌をそこねないように、弁明に終始している。いずれにせよ、千秋の決断・割り切りを促すことなしに出版はできない。そのためには、千秋の病状が問題である。

千秋の病気は、次第に快復しつつあったようで、この年八月十九日付の春庭に宛てた書状で宣長は、「名古屋横井千秋も追々順快之由」と記している。九月十八日付の植松有信宛の書状では「千秋主事、追々快気ニ而、大方全快之様子、最早薬も休被申候而も宜候由、此間代参便り自筆之書状参り、委細之様子承、安心いたし候」と記している。この書状によれば、有信もこの時期、病気だったようである。「貴君御事、盆後御手足はれ申候間、胸ふさかり候由、いかさま右体之症ハ大事ニ御座候間、随分御養生可被成候、乍去追々御順快之由」と記している。この少し前の八月二十九日付の有信に宛てた書状では、宣長は『出雲神賀詞後釈』について「神賀詞板下ハ、いかゞ御座候哉、扱々けしからざる延引、御如在ハ御座有間敷候へ共、随

分せり立、急ニ出来候様被成可被下候」と、版木師である有信には厳しい口調で急ぎ立てていた。有信の病気を記した九月十八日付の書状でも『出雲国造神壽後積』について「神壽後積板下（略）呉々御せつき可被成候」と板下を急ぎ立てている。

『古今集遠鏡』については、千秋の病状にまかせて、催促はしなかつたようで、残された書状にはこの件の記載はない。半年程後の寛政八年二月十二日付の鈴木真実宛の書状で宣長は、「千秋主ニも愈急快之様子追々承り、御同前致大慶候」と記して千秋の病氣全快を喜んでゐる。

②『古今集遠鏡』板下彫刻の進行と千秋妻の死

千秋の病氣全快の後、千秋の最終稿が順次整いつつあったのである。板下が進行し始める。刊行の流れとしては、千秋の最終稿が宣長に送られ、宣長周辺で板下が作成され、それを千秋に送付し、千秋の確認の後に有信が板木彫刻に掛かるといふ手順である。寛政八年六月五日付の植松有信に宛てた書状で、宣長は「遠鏡之儀、先書ニ申進候通、二ノ巻板下出来、早速千秋主へ遣し申候、定而御落手被下候半と奉存候、其後次ノ巻いまた参り不被申、相待申候、とかくうち明キ不申候事ニ御座候」と記し、二ノ巻の板下を千秋に送付したこと、また、次の巻の原稿が来ていないと告る。その後、原稿が届き宣長は、七月二日付の有信宛で「遠鏡御取掛り被成候由、三ノ巻板下も出来申候、近日千秋主へ遣し可申候」と三ノ巻板下が出来、千秋へ送付予定と告げる。七月十六日の千秋宛では「遠鏡四五ノ巻被遣、落手仕候、追々板下相認上ケ可申候、二ノ巻之内試摺式枚御見せ被下、致一見申候、殊外宜出来申候而、大悦仕候」と、千秋から『古今集遠鏡』四・五ノ巻の原稿が届き、板下を作成し進

上すると記している。六月五日付で二ノ巻の板下を千秋に送付したと宣長は記していたが、この書状では有信の所で彫刻された試摺が届き、その出来に宣長は満足している様子である。

この七月十六日の書状は、病後の千秋の件の外に千秋の妻の病気の記載がある。

「尚々、御病人様御様体御快方ニ御座被為在候哉、承度奉存候、未残暑強御座候、随分御養生専一奉存候、貴公様ニも御病後と申、殊ニ酷暑之節御心労被成候条、随分く御あしらひ御保養可被成候」

自身の病後の上に妻の病気が重なり、宣長は千秋の「心労」を氣遣っている。宣長は、千秋を氣遣いつつ、『古今集遠鏡』刊行の推進が関心事であった。半月後の八月朔日付の小西春村宛書状では「古今集遠鏡、板下半分程出来申候、是もどふそ年内ニ不残彫申度由、植松申候」と記している。板下半分とは三ノ巻迄出来、四・五・六が出来ていないということである。四・五は千秋原稿が宣長に渡っているの、板木師植松有信から宣長に対する催促である。六は千秋原稿が成立しているかどうかは不明であるが、途中だとすると、千秋の家庭内事情が問題となる。この一ヶ月半程後の春庭に宛てた宣長書状は、津の柴田常昭や美濃大垣の大矢重門の死去の情報とともに、「名古屋横井千秋の内方も死去ニ而御座候」と千秋妻の死去を知らせている。

この書状は、宣長に『古今集遠鏡』の刊行を急がせる重要な情報が記されている。

「植松忠兵衛先達上京（略）古今集ひな詞板行出来候よし、植松、すり候を一枚持帰候由ニ而見せニおこし、見申候所、いよく遠鏡をぬすみ候様子ニ見え申候、遠鏡も板下四冊半程出来、追々遣申候、

彫刻も段々出来候由申越候」

上京中の植松有信から、尾崎雅嘉著の『古今集ひな詞』の刊行を知らされた宣長は、「遠鏡をぬすみ候様子」と記している。同種の書物の刊行に先を越され、宣長は刊行を急ぐ必要があった。「板下四冊半程出来」と記しているので、五ノ巻の途中迄作業が進んでいったことになる。

六ノ巻については、千秋は妻の死の傷心の中でも、最終稿を成し遂げたようである。

十月十六日付千秋宛の書状で宣長は、「遠鏡五ノ巻板下出来仕候、原本相添さし上申候、追々彫刻も出来候はんと遠察仕候、六ノ巻板下も、当月中ニハ出来仕候つもりニ御座候、御序文之義も相考、可然様ニ可仕候」と記し、五ノ巻の板下が完了し原本と共に千秋に送付すること、また六ノ巻の板下の作業に入っていると告げている。千秋から六ノ巻の最終稿が届けられていたのであろう。最後に必要な『古今集遠鏡』の千秋序文について、宣長は千秋の状況を見て、この段階では代筆するつもりと、千秋に告げている。また千秋には「いか程かなしき中とて、別る、事、昔も今も高キも賤さも、世間ニ常多き事ニ而、世中之ならひニ御座候へハ、今ハ随分御心を取直され、思召明らかめ候様之御心持専一ニ奉存候」と励ましている。十日後の十月二十六日付春庭宛の書状で宣長は「遠鏡板下不残出来申候、彫刻も追々出来候由ハ申參候へ共、いまた校合ずりハ越し不申候」と、『古今集遠鏡』六ノ巻の板下も完了したと告げている。後は序文を除けば、彫刻と校正摺を待つばかりであった。千秋の状況については「千秋も、内室不幸之事、殊之外力落しの様子ニ相聞申候、誠ニ当時ハまれなる真心ノ人ニ候へハ、哀傷も格別ト被存候」

と、その傷心の様子を春庭に書き送っている。

三、『古今集遠鏡』出版と新発見書状

1、『古今集遠鏡』板木彫刻の最終段階

『古今集遠鏡』の板下が完了し、植松有信が彫刻をすれば校正摺ができる。この段階を示すのが十一月十一日付の春庭宛の書状である。宣長は「遠鏡も冬中ニハ板行出来致シ、来春ハ早々板本出し可申候、校合ずり差越申候処、板も甚宜御座候」と、彫刻も進み校合摺も順次送られてきているという。植松有信は、この作業を急ぐため「細工人三十六人かけ申候而彫申候」と宣長に伝えてきているという。名古屋の植松有信は、板木師として宣長の書物をはじめ多くの板木彫刻をしているが、どのような実態がよく解らなかつた。この記載を見ると、植松工房は、多くの職人を抱えて作業をしていたことが理解できる。

同じ書状で宣長は、京都逗留中の春庭に、植松有信から聞いた『古今集ひな詞』について評判を尋ねている。「古今集ひな詞と申物六冊板本出申候、古今ノ歌を俗語ニ直し候物ニ而、此間一見いたし候へハ、手前之遠鏡を其ま、丸盗ミニぬすみ候物ニ而、京地ニ而評判ハいかゞ御座候哉、承度存候」。尾崎雅嘉が『古今集』の現代口語訳を刊行したからといって、宣長のまだ公刊していない『古今集遠鏡』を「其ま、丸盗ミニぬすみ候物」との評価は、宣長の焦りを示している。『古今集』所収の和歌の解釈や現代語訳は多様にありうる。宣長としては、年内に彫刻・校正を終えて来春刊行へと、心ははやつていた。

十二月十八日付の千秋宛の書状で、宣長は「遠鏡も追々彫刻出来

仕、扱々大慶奉存候、御序文御認被遣被下候由、追付彫刻仕、拜見可仕と奉存候」と、各巻の板木彫刻も進み、千秋の序文も出来て、彫刻に廻った様子を記している。また翌日十九日付の植松有信宛の書状でも「遠鏡校合すり被遣、三六ト相揃候ゆゑ、即致校合返進申候（略）此書別而御出精被下候故、甚すみやかに致出来、いかばかりか致大悦候」と、校合摺が次々と届き、宣長も急いで校正をしている様子が窺える。

しかし、この頃には千秋の病気が再発していた。妻の死去による落胆傷心が応えたのであろうか。前記千秋宛で「貴公様御病氣之御儀、先達十郎左衛門様（注、養子千足）迄御様体御尋申上候処（略）来春にも至り申候はば次第に御快復可被成候間、寒中随分御保護肝要奉存候」と、記している。宣長は病状を養子横井千足に尋ねたところ、千秋の自筆返信があり「安心」したようである。翌日付の有信宛の書状でも「横井病氣ノ義（略）書状書きぶりも、先達とハ少し直り、何とやらん少しハ宜キ方ニも候様ニ相聞え申候」と記している。妻の死去による、強い鬱傾向が千秋を襲っていたようである。明けて寛政九年正月四日付の植松有信宛の書状で、宣長は『古今集遠鏡』の刊行が最終に近づいた段階での、細かな調整を行っている。

「遠鏡一ノ巻校合摺被遣、即致校合此度遣し申候、御申越被下候不足八丁ノ外、廿一丁メも不足いたし有之候、右不足之義ニ付、被仰聞候御紙面之趣、委細致承知候」と、校正段階での不足分についての調整を行っている。こうした最後の調整段階で、宣長の和歌山行きの予定が入る。

「拙者儀も、来ル二月上旬、又々若山へ罷越可申候、此度ハ長逗留

ニハ成間敷、大方三月ニは罷帰可申とハ存候へ共、其程は相知不申候、右ニ付遠鏡二番校合之義、大ニ延引ニ相成可申候、若山へ被遣候而も、逗留之程知レ不申候へハ、返而延引ニも相成可申、且又帰国後と申而ハ、大ニ延引致候事ニ御座候、依之存候ハ、惣体遠鏡彫刻宜出来候而、あまり直し候処も多くハ見え不申候へハ、式番校合ハ、其御許ニ而御改メ之上御直させ被下、其外さらへ等、何分宜様ニ其御許ニ而校合被下、宜様ニ御直し可被下候、其外横井序文并外題袋等も同前、もはや此方へ御見せ被下候ニ及不申、其御許ニ而御見計ひ、直し出来候ハハ、早々出版被成可被下候、其上あしき所御座候ハハ、出版之上又々いかやう共直し可申候間、先ッ早々出版被成被下候様ニと奉存候（略）拙者帰国を御待不被下、一日も早く板本出来次第、本御出し可被下候」

宣長は、とにかく出版を急いでいた。このため、紀州行によって延引することを恐れ、二番校合や、横井の序文等もすべて植松にまかせ「一日も早く」出版を望んだ。もはや出版は目前のほうであった。

2、新発見の寛政九年二月十二日付、横井千秋宛宣長書状

前記寛政九年正月四日付の植松有信宛の書状が、『古今集遠鏡』出版前の従来知られている最後の宣長書状であった。正月四日付で出版は目前であったが、その後、前年十二月十八日付の千秋宛宣長書状では出来上がり彫刻に廻ったはずの千秋序文に関して問題が起き、出版ができなくなったとの連絡が有信から宣長にされた。

新発見の寛政九年二月十二日付の千秋宛の宣長書状の要点はすでに述べたが、ここでは『遠鏡』序文の件について原文を紹介したい。

「遠鏡不残出来仕り大悦仕候、然ル処、此節御序文之儀ニ付見合罷

在、出版も得不仕候由植松より申越候、是ハ毎度申上候通、惣体十分心二叶候様ニハ迎も出来不申候物ニ御座候へハ、何事も大概二致し定メ申候が宜御座候、少々心二叶不申候を改メ申候而ハ、いつ迄も限りなき物ニ御座候間、早々御定メ被成候様ニ仕度奉存候、兼々申上候通、此書ハ殊二一日も早く開板仕度、殊外待兼申候義ニ御座候へハ、植松へも其段申遣候義ニ御座候、御序文板下彫刻共御氣二入不申候ハ、追而御改被成候共、先此度ハ出来候処ノマ、二テ、一日も早く御出し被下候様ニ仕度奉存候、最早此節ハとくニ出版いたし可申候処、大ニ延引ニ相成申候、返々一日も早ク出版候様奉希候」

これによれば、千秋は「遠鏡」の序文か序文の板下・彫刻が納得いかなかったのか、出版不能となった。有信から知らせを受けた宣長は、千秋を説得する。「少々心二叶不申候を改メ申候而ハ、いつ迄も限りなき物」なので、決断が必要。納得がいかなければ、追って改めることにして、ここは、このままで「一日も早く」出版してくださるよう御願いしたい。本来既に出版できているはずの書が、大いに延引しているので、是非「一日も早く」御願いしたい。

宣長の心の中では、「遠鏡」出版はすべて植松有信にまかせて終了したはずのものであった。実際に刊行後の刊記は「寛政九年正月 宇恵松蔵板 書林 尾張名古屋玉屋町 永楽屋東四郎」となっている。刊記が正月なのに、すでに二月である。宣長としては、刊記上の「宇恵松（植松）蔵板」ではなく、実際の金主・蔵版主である横井千秋を説得し、早期出版を願うしかなかった。千秋の側からすれば、妻の死去後、傷心で重い鬱傾向と思われる病気を再発しながら、心の思いを序文に誌したものの、千秋の名前で書く以上、本人としては宣長の割り切り要求にもかかわらず、内容・文体等の書き

直しも多かったであろう。実際に刊行された千秋の序文は次のもので、かつて横井也有や暁台のもとで俳諧・俳文を嗜んだ人らしい、こだわりの美文である。

「この遠鏡は、おのれはやくよりこひ聞えしま、に、師のものしてあたへたまへるなり、この集はしも、よ、の注釈あまたあれども、ちうさくはかぎりありて、いかにくはしくときさとしたるも、なほ物へだてたるこ、ちのするを、まことに書の名のとこのごとく、ちとせをへだてて遠きあなたの世のこ、ろふかき言の葉を、いまの世のうつゝの人のかたるをむかひて聞たらむやうに、こ、ろのくまもあらはに、はたらく詞のいきほひをさへ近くうつして、ちかくたしかに聞とらるゝ、この鏡のうつし詞は、おほろけの人のないうべきわざにはあらず、そのかみの世のこ、ろことばを、おのがものとの手のうちににぎりえたるわが師のしわざならはと、いとものゝたふとくめでたくおもひあふがるゝ、につきては、かゝるいみじきよのたからをしも、おのれひとりこゝろせばくわたくしものにひめおきてやみなむことのねじけがましく、あたらしくおほゆるまゝに、さくら花のえならぬ色を、ひろく人にも見せまほしく、松がえの千代とほく、世にもつたへまほしく、こたみ名におそふ植松の有信にあつらへつけて、桜の板にゑらしむるになむ、かくいふは木綿苑の千秋」

古語の研究の第一人者である宣長ならではの『古今集』の現代語訳である。だからこそ、千秋は宣長に依頼した。尾崎雅嘉の『古今集ひな詞』を、しきりに気にして出版を焦る宣長の姿は、千秋には理解しがたいものであったであろう。宣長がいうような、一度出版した後の改正などは、ほとんど不可能なことであった。いずれにせ

よ、宣長の説得のもとで千秋は出版を決断した。

すでに述べたように出版された『古今集遠鏡』の刊記は「寛政九年正月」となっている。しかし実際の出版は、二月十二日付の宣長の説得の三ヶ月程後の五月のことである。五月九日付の春庭に宛てた書状で宣長は「古今集遠鏡、やうやく此間板本出来参申候、殊外宜ク出来申候、売本ハいまた不参候、定而近々二京大坂などへも本出し可申候」と、『古今集遠鏡』の板本が届いたことを知らせている。五月二十八日には遠州の栗田土磨に「古今集遠鏡、漸此間板本出し申候、定而御地へも名古屋より廻り候半と奉存候」と遠州にも『古今集遠鏡』が届いたのではないかと記している。七月二日には、肥後熊本¹の長瀬真幸に「古今集遠鏡ハ板本出来、所々へも出し申候様子ニ御座候」と、五月刊行後『古今集遠鏡』が次第に各地に広がりつつある様子を書き送っている。七月八日には有信に「遠鏡之儀、定而最早京大坂などへも廻り候半と奉存候、評判いか、御座候哉、承度奉存候、いまだ京・大坂の評説一向承不申候」と、京都・大坂での『古今集遠鏡』の評判を尋ねている。宣長にとつては、『古今集ひな詞』が先に刊行されていた中で、評判が気になっていたのである。

四、千秋草稿『玉矛百首解』と「日本書紀改訓」の経緯と結果

宣長が妻の死後病気を再発した横井千秋を説得し、『古今集遠鏡』を刊行し、各地の評判を気にかけていた寛政九年七月、千秋の病状や精神状態はよくなかった。

七月二十七日付の鈴木真実²に宛てた書状で宣長は「千秋主折々用事之節ハ自筆書状被差越候へ共、返事ハ堅ク断二而、何事も返事い

たし呉不申様ニ毎度申参候故、さし扣、此方よりハ返事致不申候へ共、用事申越進候事故、返事不致候而ハ不叶候故、不得止事貴君へ御頼申上」と記している。千秋から用事の際は、自筆書状が来るが返事を断るので、返事を控えている。用事を進めるためには返事が必要なので、取り計らいを鈴木真実に頼みたいというものである。千秋の病状の問題もあるが、この段階での千秋は宣長を疎んじているようにみえる。これは何が理由であろうか。

鈴木真実宛ての書状で宣長は「尚々、此文箱式つ共横井氏之ニ而御座候間、乍慮外御序ニ右之方へ御戻し可被下奉頼候」と、千秋の文箱二つを返却するよう、取り計らいを依頼している。これは、宣長が千秋へ直接返却すればよいはずのものである。

この文箱二箱の中には、千秋の草稿が入っていたと思われる。この草稿の内容は、やはりすでに要点を述べた新発見の二月十二日付の書状に記されていたものであろう。

宣長は千秋に「御述作之御書物共被遣落手仕御預り申候、委細御内々被仰聞候御紙上之報、逐一承知仕候、乍去愚老儀も兼々御存知之通、殊外事多く色々之事さしつとひ候上、源氏物語玉のをくし周防守殿より彫刻被致度由望ニ而、何とそ急ニ書立候様二度々催促有之、此節右之書を相認か、り申候、其外色々之事共さしつとひ無暇候二付、何事も急ニハ出来不申候、殊更玉矛百首御解も御草稿之ま、被遣、殊外御張紙多有之入組候事故、中々見分ケ申候事早速ニハ出来かたく、逆も此方二而一遍全部認直し申さねハ成不申、夫故いよく急ニハ出来不申候、且又神代巻改訓之儀、是も兼々申上候通ニ御座候、且又新古今ノ遠鏡ノ様成物、是ハ決而出来不申候事ニ御座候、其外被仰聞候趣逐一御承知仕候」と記している。千秋の著述の

書物(草稿)が宣長の許に送付され落手したという。千秋著述の内容は「玉矛百首解」と「神代巻改訓」である。また、千秋は宣長に『古今集遠鏡』のような、現代語訳を『新古今集』でも執筆するように依頼したと思われるが、決してできないものだと宣長は断っている。これについても、千秋の注釈を付けた草稿が送られていた可能性もある。千秋は自分の草稿を宣長に検討させて、できたら千秋の名前で出版したかったのだと思う。宣長は千秋に『古今集遠鏡』の刊行を急ぐよう懇願しながら、同じ書状で千秋の著述は、浜田藩主松平康定の依頼による『源氏物語玉の小櫛』の著述等で、忙しく急には添削や校正はできないという。

「玉矛百首解」も「神代巻改訓」も、千秋は宣長に『古今集遠鏡』の著述を依頼する以前から草稿を準備していたものである。宣長が千秋の依頼で『古今集遠鏡』の著述に取り掛かったのが、寛政四(一七九二)年十月頃である。千秋が「玉矛百首解」の草稿の件を宣長に告げたのは天明八(一七八八)年である。同年八月二十九日付の宣長に宛てた千秋の書状は次のように記している。

「玉矛百首解ノ事御尋被下候御趣承知仕、右ハ古学ノ弘マリ候ニ手近くテ甚宜敷物に奉存候処、大概一首ごと、追々ノ御著述物ノ中ノ御言ヲ引出し申候へば、今は冊数五六巻にも可相成ほどにいたり申候、夫ゆゑ大キに延引に相成申候、この節ハ大かたに出来仕候へば、幸便に先々入御覽可申と奉存候」

宣長著『玉矛百首』の注解である「玉矛百首解」を、千秋は宣長の他の著述の文言等を引用して草稿を著述した。冊数五六巻分になるが「大かたに出来」たので宣長に送付すると記している。その後、千秋は「玉矛百首解」の末尾に、やはり宣長著述の『本末歌』の注

解も入れようとした。寛政元(一七八九)年四月十六日付の千秋に宛てた書状で宣長は、『本末歌注解』を植松有信が自分の蔵板にしたいと言っている。千秋の了解があるなら、そうしたいので、まず『本末歌』の注解を仕立ててほしいという。

その後、千秋は「玉矛百首解」の完成に時間をかけた。寛政三年六月二十日付の千秋に宛てた宣長の書状は、「玉矛百首御解之儀、其後又々石見小篠方より両度申参候、(略)右之外ニも相尋申候者是彼御座候」と、石見浜田藩士の小篠敏(道沖)やその他から刊行の問い合わせがあったという。千秋はこの時、「玉矛百首解」とは別に「天地真中之考」を著述し宣長に渡していた。宣長は服部中庸が「天地ノ考(三大考)」を清書してきているので、添削した後に写しを千秋に送付するといひ、千秋の「天地真中之考」は「さらりと」書いた方がよいと助言している。

千秋の「玉矛百首解」の進行は遅々としていた。寛政四年六月二十六日付の千秋宛の書状で宣長は「玉矛百首御注御下書ニ御掛り被成候由、此御書ハいづれも待兼罷在候義ニ御座候へハ、なにとそ早く御清書奉待候」と、進行を促した。

同じ書状によれば、千秋は他方で「日本書紀改訓」の著述をも始めていた。「神代紀両巻御改訓御卒業ニ付、御見せ被下、大慶不少奉存候(略)御改訓之趣熟覽仕、追々相考、返上可申候(略)神代紀御改訓相済申候ニ付、追て書紀全部改訓可被成思召之由、殊更珍重之義奉存候」。千秋は「神代紀」の改訓を終え、宣長に見せ添削や意見も求めている。また、「神代紀」にとどまらず『日本書紀』全部の改訓の意向を伝え意見を求めている。宣長は、千秋の著述の添削を承知するが、同時に「全体書紀ハ古言ニハ訓ミかたき書故、

別而六ヶ敷事ニ御座候」と、漢文潤色を含む『日本書紀』の文章に訓をつけることの困難を伝えている。千秋が宣長に『古今集』の現代語訳を依頼するのは、この少し後である。

翌寛政五年正月十四日付の千秋宛てた宣長書状は、①「玉矛百首注解ハ、いか、御座候哉、石見道沖方より毎度懇望之由申越候、其外よりも度々尋越申候、是も不遠御成業奉希候」②「神代紀御改訓之義、承知仕候」と、千秋に「玉矛百首解」の進行を再度促すとともに、千秋著述の「神代紀改訓」の添削を改めて承知している。「玉矛百首解」は、この後もあまり進展していない。他方、千秋は宣長に千秋著述の「神代紀改訓」の添削を促すと共に、『日本書紀』全体の改訓を宣長に作業させようとした。

寛政五年八月八月十一日付の千秋宛の宣長書状は「日本紀御改訓之義、御本被遣候以後、段々延引ニ相成、撫御待兼可被成と、常々心頭ニハ掛り有之候へ共、扱々繁用昼夜無寸隙、其上右日本紀改訓ノ義ハ、兼々も申上候通、殊外六ヶ敷事ニ而、中々容易ニ手ヲ下シ候義難成、何とも訓点之付ケにくき書ニ御座候、夫故右之御改訓添削之義も、容易ニハ致しかたく候事、余程手間取り可申候」と、『日本書紀』の訓点は付けにくい書物なので、延引しているという。千秋からは、この後も度々催促があったが、宣長の作業も進展していない。

その後、千秋病氣や千秋妻死去後の寛政八年十月十六日付の千秋宛てた宣長書状は「日本紀御改訓之御事、被仰聞候通承知仕候」と記しているので、千秋は、宣長から『古今集遠鏡』出版の件で催促されながら、「日本書紀改訓」についての執念を見せ、執筆を宣長に迫っている。「玉矛百首解」については、この年十二月十八日

付の宣長書状が「玉矛百首解、浜田侯一覽被致度由大沢（注、大記か、小篠敏・道沖・大記）より申上候処、未清書も不被成候故、先御断被仰遣候由、御尤に奉存候、追而御病氣全快之上、御清書被成候上ニ而被遣可然奉存候」と、記している。千秋の許に小篠敏を通じて浜田藩主松平康定から「玉矛百首解」の借覧依頼があった。千秋は清書ができていないからと断り、宣長は病氣全快後に清書の上で見せればよいであろうとしている。

この二ヶ月後の新発見寛政九年二月十二日付の千秋宛宣長書状は、長年の懸案であった千秋著「玉矛百首解」の草稿が宣長の許に届いたと記す。これに対し宣長は「張り紙」が多く入り組んでいる。整理し書き直しも必要なので、添削等には時間が掛かるといふ。

もう一つの懸案の千秋著「神代巻改訓」の添削及び、宣長に依頼されていた「日本書紀改訓」について、前々からいっている通りで難しくできていないという。この延引理由の一つが浜田藩主松平康定に依頼された『源氏物語玉の小櫛』執筆だといふ。他方で、同じ書状で宣長は千秋に『古今集遠鏡』の早期刊行を懇願した。

この結果はどのようなものであったか。

宣長著の『古今集遠鏡』は、すでに述べたように千秋が説得に応ずることで三ヶ月後の寛政九年五月に刊行した。宣長は千秋著述の『玉矛百首解』をどのように取り扱ったのか。「遠鏡」が刊行した同じ五月二十五日付の高木貞満宛の書状で宣長は「玉矛百首之儀は、門人稲垣大平注解を致し、もはや脱稿仕候、近々上木いたし候筈ニ御座候、愚老は別ニ書入等は無御座候」と、『玉矛百首解』は、千秋に断ること無しに稲垣大平にまかせた。六月十九日付の出雲の千家俊信宛の宣長書状は「大平玉鉾百首解出来申候二付、御序文御頼

申候段、兼々愚老へも申候義二御座候」と、大平著の『玉銚百首解』の序文を出雲の千家俊信に依頼する。七月二日付長瀬真幸宛では「大平玉矛百首解も致出来、近々上木候筈御座候」と宣長は記している。

宣長が二箱分の千秋著述物の返却仲介を鈴木真実（に依頼したのは、七月二十七日付書状である。「神代巻改訓」や「日本書紀改訓」が、その後、日の目を見なかったことから、千秋が長期にわたり努力した『玉矛百首解』も「神代巻改訓」も、宣長は千秋のために添削することなく、多忙を理由に延引したまま、鈴木真実を仲介に返却した。多忙の理由の一つであった『源氏物語玉の小櫛』は、宣長の推薦で植松有信が彫刻し、大平の『玉矛百首解』と同じ寛政十一（一七九九）年に刊行される。天明八（一七八八）年に千秋が宣長にはじめて「玉矛百首解」の草稿を渡したが、この時の草稿は五・六冊と記していたが、十一年後の大平の『玉矛百首解』は上・下二冊本で刊行された。寛政八年九月成稿となっているので、宣長が千秋に「病氣全快後に清書すればよい」と記したのは、同年十二月十八日付で、寛政九年二月十二日付で宣長は千秋の「玉矛百首解」の草稿を落手したと記す。宣長は、千秋が「玉矛百首解」の完成に向け作業中に、千秋には内密に大平に作業をさせていたことになる。千秋が宣長に一方的に書状を出す、返信はいらぬとする寛政九年七月頃の対応は、千秋の病状ばかりでなく、宣長の態度に少々不満を持っていたことにもよると思われる。

おわりに

新発見の寛政九年二月十二日付の横井千秋（田守）に宛てた本居宣長の書状の内容を基軸に、宣長と千秋の関係を検討した。宣長・

千秋に関しては、直接的には「古今集遠鏡」の問題、「玉矛百首解」の問題、「日本書紀改訓」の問題があり、また、浜田藩主松平康定の依頼の「源氏物語玉の小櫛」の問題がからんでいた。また、この背後には、宣長にとっても千秋にとっても重要な『古事記伝』の刊行問題があった。『古事記伝』の刊行は、千秋の援助のもとで、植松有信彫刻、鈴木真実等が実務を担当しながら進行した。『古今集遠鏡』も『古事記伝』も名古屋の永楽屋東四郎からの刊行である。宣長の著述物が多く横井千秋らの援助のもとで名古屋書肆から刊行される背後には、寛政六年の名古屋本屋仲間の独立公認がある。それまで、三都本屋仲間の独占体制の下で京都本屋仲間の傘下にあつた名古屋の本屋が自主開板を要求し、尾張藩・藩主徳川宗睦の力で公認された。天明・寛政期の宗睦の文教政策と、尾張藩内に大きな影響を持った横井一族の横井千秋の援助は、宣長の著作出版にとつて、金銭面の援助とともに体制問題としても大きな力となった。

千秋は、尾張藩改革や国政改革にあたり、宣長の国学イデオロギーを利用しようとした。そのために、宣長を名古屋に招き、『古事記伝』の刊行を告げるとともに、千秋自身『白真弓』『詩歌論』を著述し、国学と政治を結びつけようとした。千秋の側からすれば、『古事記伝』の注釈書『古事記伝』とともに、漢文で著された『日本書紀』の「改訓」すなわち、和訳は、多くの人々に読ませ理解させる上で重要な課題であった。和歌は国学的政治の基本精神として『古今集』の歌意を多くの人々に理解させるべく、宣長にその現代語訳を著作させた。『新古今集』の現代語訳も同様に宣長に著作させようとして、宣長著の『玉矛百首』に注解を加え、多くの人々に国学精神を浸透させようとしたのも千秋の側からすれば、同一線上にあつた。

千秋はすでに述べたように、宣長の門人とはいえ、宣長を政治変革のための有能な人材として扱っていた。出版の便宜や金銭面の援助はそのためであった。また、学識面でもすでに述べたように、若いときには横井也右や暁台に俳諧・俳文を学び、田中道麿には和歌を学び、宣長入門後も『白真弓』や『詩歌論』を著述していた。宣長に対して学識に敬意を持って、全て受け身であるわけではなかった。それが、本稿でみた「古今集遠鏡」における理解差にむすびついた。刊行された『古今集遠鏡』を見ると、「千秋云」との項が多くみられるが、一例をあげよう。「ほにも出ぬ山田をもるとふぢ衣いなばの露にぬれぬ日はなし」という「よみ人しらず」の歌の宣長訳は「マダ穂モデヌ山ノ田ヲトウカラ番ヲスルトテ 毎日く稲ノ葉ノ露デキルモノノヌレヌ日ト云ハナイ 百姓ト云モノハア、ナシギナモノヂヤ 此ヤウナヤウスヲ上ニハ御存知アルマイガ 藤衣は、いやしき者のきもの也」である。これに対する千秋注は「千秋云、こは君たる人は、ことに深く心をとめて、味ひ給ふべき歌也、下として、貴き人の御心ばへをも知奉り、又貴き人の、下が下の有さまをも、よくしろしめすべきは歌也」というものである。千秋の注は、『詩歌論』の主張のように、和歌を政治と結びつけること、また儒教道德の「忠」とは異なり、「君主」が「下」の難議や心を知る事が大切という。千秋の国学的政治論の特徴がよくでていたといえよう。学者としての宣長と、その立場は大きく異なっていたといえる。千秋の『玉矛百首解』の草稿は、今の所残存を知らないが、恐らく、こうした注釈が多かったのではないかと思う。また、『漢意』の無い時代の日本精神の研究を志し『古事記』を研究した宣長にすれば、漢文と漢文の潤色に満ちた『日本書紀』の改訓（和訳）を千

秋に迫られても、難しいと言うほかなかったのだと思われる。二六

千秋の病状はその後、快復はしていない。他方宣長の『古事記伝』の執筆は順調に進んだ。『古今集遠鏡』刊行の翌寛政十年六月十七日付の荒木田久老宛の書状で宣長は、「私古事記伝も、当月十三日全部四十四巻卒業、草稿本書立申候明和四年より書はじめ、三十二年にして終申候、命ノ程を危ク存候処、皇神之御めぐみにかゝり、先存命仕候而、生涯之願望成就仕、大悦之至存候儀ニ御座候」と、『古事記伝』四十四巻の完成を喜んでいる。第三帙（巻十二から十七）が寛政九年に刊行され、第四帙（巻十八から二十三）の刊行が準備中であった。

この僅か三年後の享和元（一八〇一）年、横井千秋六十四才、本居宣長七十二才で死去する。『古事記伝』第四帙は、まだ刊行されず、第八帙（巻四十から四十四）が刊行されるのは、死後二十一年たった文政五（一八二二）年であった。